

グリーン購入法と海外グリーン公共調達基準の整合について

平成 28 年度の本業務において、グリーン公共調達(GPP : Green Public Procurement)制度の先進的な国・地域として、ドイツ、アメリカ、韓国、タイ、台湾の 5 カ国・地域に焦点をあて、GPP の制度、電子調達などによる調達方法、モニタリング・調達実績の把握、および GPP に関する普及方策等を詳細に調査した。平成 29 年度は、これらの調査結果のなかから 1) GPP の法的枠組み、2) GPP 対象品目、3) GPP 基準、4) タイプ I 環境ラベルの参照、5) GPP の普及方策、6) 調達ツールに焦点をあて、日本のグリーン購入法との相違点を取り上げるとともに、比較して優れている項目を抽出し、さらに、それらの項目を日本のグリーン購入法に組み入れた場合のメリット・デメリット等の効果をまとめた。

なお、平成 28 年度の調査では、ドイツの公共調達法および「公共調達法の近代化に関する規則」や、アメリカの連邦調達規則等における GPP・環境ラベルの取扱いについても触れたが、これらは公共調達において透明性と公平性を確保しつつ受注者と価格を適正に決定するための法体系であり、日本においては会計法や入札契約適正化法の範疇に属すると考えられるが、本章では必要に応じて比較対象を行っている。

1 ドイツ連邦共和国の GPP 制度との比較

ドイツは、連邦(Bund)と 16 の州(Land)から成る連邦制であるため、連邦政府と州政府それぞれが GPP に係る行政規則・ガイドラインを作成している。ここでは、連邦政府機関の GPP 制度について採り上げ、日本のグリーン購入法との比較を行うこととする。

1) GPP の法的枠組み

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本とドイツでは、GPP 制度を規定する法的枠組みに大きな違いがある。ドイツでは、日本の「グリーン購入法」のように GPP 制度を包括的かつ体系的に規定した法令は制定されておらず、一般的な公共調達の規則を定める公共調達法において環境配慮の考慮が規定されている。

表 1. 日本とドイツの GPP 法体系の概要

	日本	ドイツ
公共調達に関する法令	・ 会計法 ・ 入札契約適正化法(公共工事)	・ 公共調達法 ・ 公共調達法の近代化に関する規則
GPP に関する法令	・ グリーン購入法	・ 連邦レベルでの省エネ製品・サービスの購入に関する規定 ・ 木材及び木製品の購入に関する法律
GPP 基準	・ 判断の基準	・ 上記で規定

		・グリーン公共調達の入札提言(ガイドライン、推奨)
--	--	---------------------------

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①公共調達法における環境配慮の規定

一般的な公共調達法において、環境配慮の考慮を規定している点は、日本にはない特徴である。これは、欧州委員会(EC)が発行している公共調達指令をドイツ公共調達法に反映したものである。特に、2014年の改正 EU 公共調達指令を受けて 2016年1月に改正(2016年4月18日発効)された「公共調達法の近代化に関する規則」は、GPPの実施を直接的に義務付けるものではないが、GPPの実施と環境ラベルの活用を法的根拠によって強化するとともに、調達担当者に環境物品の特定をし易くする意図があると考えられる。

環境配慮の考慮の規定を日本の会計法等に規定すると仮定した場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ GPPの実施と環境ラベルの活用が法的根拠によって強化される。 ・ 調達担当者による環境物品の特定がし易くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実体規定ではないため、効果が限定的になる可能性がある。 ・ 対象品目が限定されないため、調達現場における混乱が想定される。(公共調達全体を包括できる実施規則の整備、情報提供ツールの開発が必要となる) ・ グリーン購入法との整合を正確にし、制度運営上、支障がないようにする必要がある。

2) GPP 対象品目

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

ドイツ連邦政府機関の GPP 対象品目は、予め特定された品目における GPP を義務付けている行政規則「連邦レベルでの省エネ製品・サービスの購入に関する規定(2008)」および「木材及び木製品の購入に関する法律(2011)」と、39の製品グループの GPP を推奨するガイドライン「グリーン公共調達の入札提言」(ドイツ連邦環境庁(UBA))によって特定されている。

品目数では、日本のグリーン購入法が 21 分野 275 品目であるのに対し、ドイツは行政規則の 3 分野(ICT 機器、木材、木製品)とガイドラインの 16 分野 39 品目となっており、日本のほうが極めて幅広い品目をカバーしている。一方、ドイツのガイドラインでは、ガーデニングやハンドドライヤーといった国等の機関による調達がない、または極めて少ないと考えられる品目が見られる。

なお、日本のグリーン購入法のように新たな品目・判断の基準の提案募集のような仕組みは確認されていない。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①国等の機関による調達に極めて少ないと考えられる品目の取り込み

日本はドイツと比べても遥かに多くの品目をカバーできており、毎年度、特定調達品目を追加または変更するための提案募集の仕組みも備わっている。

日本のグリーン購入法の課題として、特定調達品目数がここ数年は 1～3 品目／年の増加で推移しているため、GPP のさらなる拡大のために、国等の機関による調達に極めて少ないと考えられる品目についても特定調達品目に取り込んでいくことも考えられる。その場合、以下のメリット／デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定調達品目数の飛躍的な増加が期待される。 ・ 消費者に身近な品目のグリーン購入が促進される。(波及効果として) ・ 日用品等のエコマーク対象品目との整合をより高められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等が十分に調達できないため、「環境物品の優先的購入」という法の基本方針にそぐわない。 ・ 品目数が過大になると、調達担当者の負担が大きくなる。 ・ 品目選定の考え方等が異なるため、現在の特定調達品目の提案募集の仕組みでは対応できない。

3) GPP 基準

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法は、国等の機関は特定調達品目の調達が必須であるが、ドイツではガイドラインの品目の調達は推奨事項である。

次に、基準設定方法は、日本のグリーン購入法では、関連する国内制度・施策、規格(JIS 等)、環境ラベル等を基準設定の参考にする方向性が「特定調達品目の見直し等に関する方針及びスケジュール」において示されているが、ドイツの GPP ガイドラインの多くは、ブルーエンジェルの基準を参考に作成されている点で、GPP 基準とタイプ I 環境ラベルとの結びつきが強いということがいえる。

なお、基準の設定レベルについては、日本のグリーン購入法では「特定調達品目の見直し等に関する方針及びスケジュール」において「全国において国等の機関による調達量が確保できること」、「全国一律の基準として調達が可能であること」、「全国において複数の供給可能な事業者が存在し、競争性が確保できること」、「環境負荷低減効果に比較して著しくコストが高くないこと」として考え方が具体的に明示されているのに対し、ガイドラインは、ブルーエンジェルよりも基準を下げることにより法的義務のない GPP に相応しい水準に調整しようとする意図が見られるが、基準の設定レベルに関する明快な考え方は示されていない。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①法的拘束力のないガイドラインの導入

UBA は、GPP 専用のウェブサイトを設けるなどして、公共機関に対して調達方針に GPP を導入するよう推奨している。ドイツは連邦制を採用しており、州レベルの GPP を義務化することはできないため、法的拘束力を持たないガイドラインを採用することは理に適っているといえる。

日本のグリーン購入法においても、調達が必須である特定調達品目の「判断の基準」に上乗せする形で、「プレミアム基準策定ガイドライン」が策定され、より環境性能の高い環境物品の調達を推奨している。

現行の「判断の基準」をガイドラインに格下げすることは、取組の後退という結果を招いてしまうので、ここでは、特定調達品目以外の品目においてガイドラインを新設すると仮定した場合のメリット／デメリットを整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定調達品目以外の品目の GPP が拡大する。 ・ 特定調達品目以外の品目で、各機関が固有の事情に合わせてガイドラインをアレンジして活用することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目によって調達が必要のものと推奨のものがあることで、GPP 制度を複雑なものにしてしまう可能性がある。 ・ 各行政機関の裁量によるため、GPP の取組度合の差がさらに拡大する可能性がある。 ・ 現状業務の上乗せになるため、調達担当者が敬遠し、普及が進まない可能性がある。

②基準設定方法における環境ラベルの活用

GPP 基準の設定にあたって、環境ラベル基準を参考にする点は日独で共通している。ドイツが環境ラベル基準を具体的にどのように参考としているかは、昨年度の本事業の中で実施した担当者意見交換会において、ドイツ連邦環境庁で GPP と環境ラベル・ブルーエンジェルに携わっている Dr. Kristin Stechemesser から発言があった。それによると、ドイツでは GPP 基準を策定する際、まずブルーエンジェルの審査部門に相談し、最も重要な基準を特定したうえで、特定した基準項目のレベルを下げて GPP のガイドラインにしているとのことであった。また従来、ブルーエンジェルの基準策定と、GPP ガイドラインの策定は別々に行われており、政府機関の担当者もそれぞれ異なっていたが、現在は一つにする方向とのことである。ここで重要なポイントは、GPP 基準とエコラベル基準が一つの組織体によって一体的に検討されるということである。日本では、GPP 基準は環境省、環境ラベル基準は日本環境協会が(情報交換を行いつつ)それぞれ策定しているため、これを一つの組織体で一体的に検討すると仮定した場合のメリット／デメリットを整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準策定には多くの時間と労力が割か 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベルが未設定の分野では、GPP

<p>れており、業務統合による国の事業の圧縮・効率化ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPP基準と環境ラベルの整合性が飛躍的に高まる。基準のダブルスタンダード化が構造的に発生しない。 	<p>基準が策定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ I 環境ラベルの基準策定プロセス(委員会構成、パブリックコメント等)がグリーン購入法よりも複雑であるため、基準策定までのリードタイムが長くなる。 ・ タイプ I 環境ラベルを国が主体となって実施する、あるいはラベル運営機関を GPP 基準の実施機関として指定する等の法改正が必要となる。 ・ タイプ I 環境ラベル以外の環境ラベルを全て GPP 基準に統合することは実質不可能。
--	---

4) タイプ I 環境ラベルの参照

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、「判断の基準」への適合を確認するにあたり、上位互換の関係にあるエコマーク認定商品が参考にできることを「グリーン購入の調達者の手引き」等で情報提供している。これに対しドイツでは、公共調達における競争入札の手続き等を定めた「公共調達法の近代化に関する規則」において、特定の仕様を満たすことを示す証拠としてラベルを要求しても差し支えないとされている。ここで要求できるラベルは、①対象製品との関連、②科学的根拠、③透明性、④利用容易性、⑤第三者による基準設定、の5つの条件を満たすラベルとされ、ブルーエンジェルはこの5つの条件を満足する。この具体的運用として、要求する技術仕様の付属書としてブルーエンジェル基準を添付することや、ブルーエンジェルの取得をもって要求仕様の適合とみなすことができる。

また、「連邦レベルでの省エネ製品・サービスの購入に関する規定」では、ICT 機器の調達において環境面や省エネ性の考慮が求められており、調達者はブルーエンジェルをはじめ、EU エネルギーラベル、EU エコラベル、エネルギースタープログラム、もしくはそれらと同等の環境ラベル基準を引用して使用することができる。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①参照できるラベルの条件の設定

GPP 基準を満足することを確認するための参照先として、環境ラベルを活用する点は日独で共通している。「ブルーエンジェルの取得をもって要求仕様の適合とみなすことができる」という点でも、日本のグリーン購入法では「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」の「2.1.3 第三者機関による認証の取扱い」の項目において、エコマーク認定製品は「自主的取組による「判断の基準」への適合の確認」の規定が適用されないこととされており、実質的に、エコマーク取得をもって適合とみなすことができるようになっている。大きく異なる点は、参照できるラベルの

条件を明確に定義している点であるため、日本のグリーン購入法においても、この 5 つの条件を設定すると仮定した場合のメリット／デメリットを整理する。

＜参照できるラベルの条件＞

①対象製品との関連、②科学的根拠、③透明性、④利用容易性、⑤第三者による基準設定

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ ラベルの条件を厳しくすることで、適合の確認における信頼性と、グリーン購入法の運用の透明性が高まる。 ・ 各ラベルの運営主体が条件に適合することを目指して努力するため、ラベル全体のレベルが底上げされる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のような理由により、参照できるラベルが少なくなる。 ・ ③の条件は、制度運営や基準策定プロセスが十分に公開されていないラベルが存在する。 ・ 業界団体等が運営するラベルは⑤の条件を満足しないと考えられるため、使用できなくなる。

5) GPP の普及方策

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、調達担当者向けの専用ウェブサイト「グリーン購入法.net」を設置しており、ドイツでも専用ウェブサイトを設けているため、この点は共通している。日本はさらに、調達の参考となる様々な手引きやガイドラインを充実させている点の特徴である。

また、日本では毎年、「基本方針説明会」を全国で開催するほか、問合せ専用窓口を設置して GPP 教育を進めているが、ドイツでも調達担当者向けに GPP に関するレクチャーやトレーニング・ワークショップを行うなど類似した取組も多い。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

普及方策の面では、ドイツが優れている項目は見いだせなかった。

6) 調達ツール

ドイツでは、電子調達等の調達ツールは採用されていない。

2 アメリカ合衆国の GPP 制度との比較

連邦制を採用しているアメリカ合衆国は、それぞれが主権を有する州の連合体である。ここでは、連邦政府機関の GPP 制度について採り上げ、日本のグリーン購入法との比較を行うこととする。

1) GPP の法的枠組み

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

アメリカではリサイクル、エネルギー・水・燃料などの目標管理、持続可能性に関する連邦法、または大統領令により、包括的な取組として GPP が実施されている。過去に「資源保護回復法(1976 年)」や、「エネルギー政策法(2005 年)」、「エネルギー独立・安全保障法(2007 年)」などでグリーン購入の理念が示され、もしくはこれらの法令を根拠として環境ラベルが設立されているが、GPP の実施を直接的に規定したものではない。現時点では、GPP を直接的に規定しているのは以下の法体系である(平成 28 年度報告書に記載した特定の GPP プログラム、ガイダンス、補足規則(調達マニュアル等)は法令ではないためここでは記載しない)。

①大統領令 13693 号(2015 年)

「Planning for Federal Sustainability in the Next Decade」

下表①～④の環境性能や持続可能性ファクターが最大限含まれた持続可能な調達を促進するよう要求している。連邦政府機関は、新規調達契約の 95%以上において持続可能な要求事項を満たす製品・サービスを含むことが求められるため、実質的に、環境ラベル製品の調達が義務付けられていることになる。

表 2. 大統領令 13693 号の要求事項に対応するプログラム

①連邦法で優先調達が要求される製品およびサービス			
要件	プログラム名	所管官庁	概要
再生材料	EPA CPG	EPA	品目ごとに再生材料の推奨含有率を定めたガイドラインがある。
エネルギー効率	Energy Star Program	EPA、DOE	家電製品のエネルギー効率のための環境ラベル制度。
エネルギー効率/水効率	FEMP	DOE	連邦政府に対するエネルギー管理プログラム。エネルギー効率機器を指定し、待機時消費電力の要件を設定している。
バイオベース	BioPreferred Program	USDA	対象製品に対するバイオベース含有率の認証ラベル制度
②米国環境保護庁(EPA)のプログラムにより認められた持続可能な製品およびサービス			
要件	プログラム名	機関・団体	概要
オゾン層保護	EPA SNAP	EPA	化学物質や技術のオゾン層への安全性を評価し、代替物質をリスト化している。
節水	EPA WaterSense	EPA	節水型機器の認証ラベル制度。同等品より約 20%以上の節水効率が求められている。
化学物質	EPA SaferChoice	EPA	洗剤など化学物質を主な原料とする製品の認証ラベル制度
輸送サービス	EPA Smartway	EPA	貨物輸送の環境配慮プログラム。環境性能に優れた輸送車両を認定し、ロゴの使用許可を与える制度も実施。

③非政府系の環境配慮型製品およびサービス(非政府系)			
要件	プログラム名	機関・団体	概要
非政府系プログラム	非政府系のプログラム・環境ラベルとしては、複数のプログラム・ラベルが推奨されている。その推奨リストのうち、EPEATおよびタイプ I 環境ラベルを掲載する。		
	EPEAT	GEC	電子機器を対象に環境性能を評価する登録制度。
	Environmental Choice New Zealand	NZET	ニュージーランドのタイプ I 環境ラベル
	Environmental Choice Australia	GECA	オーストラリアのタイプ I 環境ラベル
	Green Seal	Green Seal Inc.	アメリカのタイプ I 環境ラベル
	上記に該当しない場合		
National Technology Transfer and Advancement Act of 1995(NTTAA) Section 2(d)および Office of Management and Budget(OMB) Circular A-119 に一致する、自主的な規格団体により策定された環境性能基準を満たす製品、サービス			

④30%以上のポストコンシューマ原料を含むコピー用紙、プリンタ用紙
GEC：グリーンエレクトロニクス評議会(Green Electronics Council)、NZET：ニュージーランド環境ラベルトラスト(New Zealand Ecolabelling Trust)、GECA：グッド環境チョイスオーストラリア(Good Environmental Choice Australia)

②連邦調達規則(FAR) Part23 "Environment, Energy and water efficiency, renewable energy technologies, Occupational safety, and drug-free workplace"

連邦政府調達における実施規則。FAR Part23.1 "Sustainable Acquisitions Policy" には、大統領令 13693 号の要求事項(新規契約の 95%以上に含まれる製品・サービスの要件)が異なる表現(実質的に同義)で記載されている。

また、FAR Subpart23.4 では、再生原料を使用した製品とバイオベース製品を年間 10,000 ドル以上購入する機関については、これら製品の優先プログラムを含む物品調達計画(Affirmative Procurement Program)の作成を求めている。

また、Part23.7 "Environmentally Preferable Products and Services" では、連邦政府機関が調達する電子製品の 95%以上は、EPEAT 登録製品を調達することを求めている。

表 3. 日本とアメリカの GPP 法体系の概要

	日本	アメリカ
GPP に関する法令	・グリーン購入法	・大統領令 13693 号(2015 年) ・連邦調達規則(FAR) Part23
GPP 基準	・判断の基準	・GPP 基準なし ・優先調達の対象となるプログラム(認証ラベル制度、ガイドライン)を指定 ・契約率を規定(95%以上)

(2)日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①優先調達の対象となるプログラム(認証ラベル制度、ガイドライン)を指定

GPP 基準を持たずに、優先調達の対象となるプログラムを指定する点は、日本にはない特徴である。まず、大統領令において「再生材料」「エネルギー効率」「水効率」「バイ

オベース」等の優先調達すべき製品の基本的な環境性能を示し、そのうえで、FAR 等でその環境性能を満たすプログラムを指定(推奨)するという方法が採られている。

優先調達の対象となるプログラムを指定すると仮定した場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ ラベルで簡単に確認ができるため、調達担当者が環境物品の特定をし易くなる。 ・ GPP 独自の基準を持たなくてよいため、国の事務が効率化される。 ・ GPP 基準と認証ラベル基準等とのダブルスタンダードが回避できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府系認証制度が充実していない日本においては、指定するプログラムの選択肢が限定的。(エコマークに偏重する傾向) ・ WTO 政府調達協定に抵触しないよう配慮が必要。

2) GPP 対象品目

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

アメリカの連邦政府調達には、対象品目という概念が存在しない。対象品目に関わらず全ての調達契約において、持続可能な要求事項を満たす製品・サービスの調達を考慮しなければならないことになっている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①GPP 対象品目を限定せず、全ての品目を対象に

日本では特定調達品目として、GPP 対象品目の指定が行われている。日本のグリーン購入法の課題として、特定調達品目数がここ数年は 1~3 品目/年の増加で推移しているため、GPP のさらなる拡大および国等が率先して環境物品を調達することで市場を誘導するという基本理念のもと、国等の機関による調達が極めて少ないと考えられる品目についても特定調達品目に取り込んでいくことも考えられる。特定調達品目というこれまでの仕組みを無くすことは現実的でないため、ここでは、特定調達品目はこれまで通り品目毎の調達を行いつつ、上乘せ基準として、特定調達品目以外の品目も含めた全ての調達における「契約率」についても GPP の対象とするとした場合のメリット/デメリットについて整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目によらずグリーン調達をしなければならないという意味では、非常にわかりやすい。 ・ 消費者向けの製品も含め、幅広い品目でグリーン購入が促進され、グリーン市場の裾野が広がる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定調達品目と、それ以外の品目の振り分けが上手く行えないと混乱を生じる。 ・ 調達実績について、特定調達品目(調達率)とそれ以外の品目(契約率)で別個に集計しなければならないため煩雑となる。

3) GPP 基準

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法は、GPP に特化した基準である「判断の基準」を定めているが、アメリカでは大統領令、FAR とともに具体的な基準については言及していない。前述のとおり、アメリカは独自の GPP 基準を持たずに、認証ラベル等の指定プログラムに適合する製品を調達する仕組みとしている。既存の認証ラベル等を GPP にそのまま活用するという、極めて合理的な手法が採られている。そして、高い契約率の要件(新規調達契約の 95%以上において持続可能な要求事項を満たす製品・サービスを含む)によって、環境物品等の調達を実質的に必須要件としている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

GPP 基準の面では、アメリカが GPP 基準を持たないため比較を行わなかった。

4) タイプ I 環境ラベルの参照

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、「判断の基準」への適合を確認するにあたり、上位互換の関係にあるタイプ I 環境ラベル(エコマーク認定商品)が参考にできることを「グリーン購入の調達者の手引き」等で情報提供しており、大半の品目でエコマークが対応するものとされている。これに対しアメリカでは、多くの認証制度やガイドラインのうちの一つとしてタイプ I 環境ラベル(グリーンシール等)が挙げられているのみであり、GPP におけるタイプ I 環境ラベルの活用度合は低いと言わざるを得ない。なお、米国では政府系のタイプ I 環境ラベルはなく、非政府系のグリーンシールは 37 分野の基準がある(認定製品数は不明)。なお、GPP に活用できる非政府系環境ラベルは、ライフサイクル考慮、認定機関の要件、EPA ガイドライン Section III を満たすことなどが求められる。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

タイプ I 環境ラベルの参照の面では、アメリカが優れている項目は見いだせなかった。

5) GPP の普及方策

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、調達担当者向けの専用ウェブサイト「グリーン購入法.net」を設置しており、アメリカでも調達プロセスにおいて考慮が求められる情報を包括的に取りまとめた”SFTool”を運営しているため、この点は共通している。ただし、”SFTool”には環境要件の情報をサポートする Green Procurement Compilation(GPC)だけでなく、調達担当者が社会的側面を特定するための情報を整理したサポートツール Social Sustainability Module を公開している点で、日本をリードしている。

また、調達の参考となる様々な手引きやガイドラインを充実させている点が日本の特徴であるが、アメリカでも同様に整備が進んでいる。

<ガイドライン等の例>

○EPA ガイドライン「EPA's Recommendations of Specifications, Standards, and Ecolabels for Federal Purchasing」

政府調達で用いることのできる環境性能基準や環境ラベルについて、基準の検討プロセス、環境効果、適合性評価、環境ラベルプログラムの運営などのガイドラインを示している。このガイドラインをもとに 6 分野 22 品目の製品カテゴリ毎に、大統領令 13693 号等に要求されている認証ラベルやガイドラインを推奨リストとして指定。

○補足規則(Supplement) (調達マニュアル等)

FAR Part23 を補完するものとして、さらに詳細な手順等を定めた補足規則を定めている省庁がある。例えば、連邦調達庁(GSA)では調達マニュアルを策定し、持続可能な調達に関するポリシー、調達手続き、考慮すべき観点、参考となるツールの活用、例外事項、モニタリングおよびレポーティングなどを定めている。

(2)日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①社会的側面／経済的側面に関するガイドラインの策定

「持続可能な開発目標(SDGs)」、ISO20400「持続可能な調達」などにも見られるように、持続可能な調達を実現するためには、環境面にとどまらず、社会面・経済面についても考慮すべきであるとの認識が世界的な潮流となっている。日本のグリーン購入法では、判断の基準の中で「持続可能な森林経営」等に触れているものもあるが、人権や労働等の社会問題にまでは踏み込んでいない。例えば GPP において、判断の基準を満たすだけでなく、こうした社会問題への対応を、製造事業者等にガイドラインによって推奨することが考えられる。その場合、以下のメリット／デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">日本の GPP を持続可能な公共調達(SPP)に誘導することができる。SDGs やエシカル消費、2020 東京オリパラ等の調達方針とグリーン購入法との統合が高まり、世界共通テーマへの貢献が強化される。	<ul style="list-style-type: none">社会的／経済的側面の定義について、世界的な合意が得られていないため、考慮すべき具体的な観点の特定が難しい。アメリカに倣い、社会的／経済的側面に関する幅広い情報を整理して提供し、具体的に契約に盛り込む観点は調達担当者に委ねる方法が現実的か。考慮すべき観点に対して、製造事業者等が自社の取組を点検する方法のガイドランスが必要となる。

6) 調達ツール

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本との大きな違いは、アメリカ連邦政府機関の GPP には一括調達システム「Acquisition Gateway」が用意されている点である。連邦政府機関が直接、供給事業者と契約する場合、複数の事業者と交渉し、その都度契約・調達しなければならず業務負荷が大きい。「Acquisition Gateway」では、全連邦政府機関で統一の基準・要求事項(環境ラベルの有無、納期、支払期限など)を標準化し、予め GSA が製品・サービス毎に供給事業者と一括して交渉・契約仕様を決めているため、各機関は調達したい製品などを選択し、数量を入力するだけで作業が完了する。なお、各機関は「Acquisition Gateway」によらない従来の調達方法も利用することができる。また各機関の調達情報はデータベースに記録され、後のモニタリングにも活かされている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①電子調達システムの導入

H28 グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果によると、地方自治体がグリーン購入を実施できない要因として、「グリーン購入関連製品であることの判断がしにくい」、「人的余裕がない、担当者の負担が増える」が最も多い結果となっている。これらの要因を取り除く方法として、電子調達システムの導入が検討候補となり得る。現在、日本の政府調達システムは物品・役務等の入札・開札・契約、納入検査、請求等の調達手続に係る一連の業務をインターネット経由で電子的に処理できるようにしたもので、GPP 基準を踏まえた一括調達に対応するものとはなっていない。日本の GPP 専用の電子調達システムを導入すると仮定した場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・ 調達業務が飛躍的に簡略化される。・ GPP 基準が正確に理解できていなくとも正しく調達が行えるようになり、調達率等の向上が期待できる。・ 中央政府で一括契約することによる、価格面のスケールメリットも期待できる。	<ul style="list-style-type: none">・ 調達担当者は GPP 基準の内容等について理解する必要がなくなり、GPP に取組む意義や理解が後退することが懸念される。(機械的な事務作業に陥ってしまう)・ システム導入および維持管理の費用負担が大きい。・ 各省の調達業務を集約した組織(調達庁など)が必要となる。

3 大韓民国の GPP 制度との比較

共和制国家である大韓民国(以下、韓国)は、地方自治制度をもつ点で日本と共通しているが、GPP の実施状況には大きな違いがある。日本では国等の機関は GPP 実施が義務、地方自治体は努力義務になっているのに対し、韓国では中央省庁、地方公共団体および関連機関：38,000 機関全てで GPP が義務として実施されている。

1) GPP の法的枠組み

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

韓国では「緑色製品購入促進に関する法律」が GPP を規定した法令である。日本と大きく異なる点は、上述のとおり中央省庁だけでなく地方自治体等も取組が義務であることや、韓国では GPP 基準を持たず、緑色製品(環境配慮型商品)としてタイプ I 環境ラベル等を活用している点である。

表 4. 日本と韓国の GPP 法体系の概要

	日本	韓国
GPP に関する法令	・グリーン購入法	・緑色製品購入促進に関する法律
対象機関	・中央省庁(義務) ・地方自治体(努力義務)	・中央省庁(義務) ・地方自治体(義務) ・上記の関連機関(義務)
GPP 基準	・判断の基準	・GPP 基準なし ・左記法律において「緑色製品」(タイプ I 環境ラベル等)を指定

(2)日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①地方自治体等にも GPP を義務化

韓国では法の第6条において、中央政府だけでなく、地方公共団体を含む883の公的機関、およびそれらの関連機関3万8千機関を対象に環境配慮型商品の調達を義務付けている。平成28年度グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果によると、グリーン購入調達方針を策定している自治体は全体の53.6%にとどまっており、100%の自治体が方針を策定している都道府県・政令市に比べ、区市では72.9%、町村では32.8%と町村レベルになるほど実施率が急激に下がっている。また調達方針を策定するための条件について質問すると、「人員不足の解消／体制の整備」をあげる団体が74団体と最も多く、「マニュアルやひな形・指導・参考情報」が25団体、「自治体への義務付け」が14団体と続いた。日本でもグリーン購入法において地方自治体も含めてGPP実施を義務にすると仮定した場合、以下のメリット／デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村レベルまで遍く調達方針の策定が徹底される。 ・ 特定調達品目を製造・販売する事業者にとって、環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが劇的に高まる。 ・ GPP に活用されている認証ラベル(エコマーク等)の活用が増し、相乗効果として環境配慮型製品の市場が拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の推進という流れからは逆行する内容であるため、慎重な議論を要する。

2) GPP 対象品目

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

韓国の GPP では、日本のグリーン購入法の 274 品目を大きく上回る 395 品目が対象品目として指定されている。また、韓国の対象品目では、品目がかなり細分化されているうえ、レジャー用品(例えば釣竿リール)や浄水器、芳香剤といった国等の機関による調達がない、または極めて少ないと考えられる品目も少なからず見られる。また韓国の GPP では、緑色製品(環境配慮型商品)として実質的に韓国・環境ラベルとグッドリサイクル(GR)ラベルの認定商品を調達することを求めていることから、これらの環境ラベルの対象品目で 395 品目をカバーできているものと考えられる。

なお、日本のグリーン購入法のように新たな品目・判断の基準の提案募集のような仕組みは確認されていない。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①GPP 対象品目を限定せず、全ての品目を対象に

日本では特定調達品目として、GPP 対象品目の指定が行われている。日本のグリーン購入法の課題として、特定調達品目数がここ数年は 1~3 品目/年の増加で推移しているため、GPP のさらなる拡大のために、特定調達品目となっていない品目であって、タイプ I 環境ラベルであるエコマークで対象としている品目を、特定調達品目に積極的に取り込んでいくことも考えられる。以下に、その場合のメリット/デメリットについて整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定調達品目数の飛躍的な増加が期待される。 ・ 既存のタイプ I 環境ラベルで確立された品目を引用するため、事務の効率化が図れる。 ・ 消費者に身近な品目のグリーン購入が促進される。(波及効果として) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等が十分に調達できないものもあるため、「環境物品の優先的購入」という法の基本方針にそぐわない。 ・ 品目選定の考え方等が異なるため、現在の特定調達品目の提案募集の仕組みでは対応できない。

<ul style="list-style-type: none"> 日用品等のエコマーク対象品目との整合をより高められる。 	
---	--

3) GPP 基準

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法は、GPP に特化した基準である「判断の基準」を定めているが、韓国では「綠色製品購入促進に関する法律」において具体的な基準については言及していない。前述のとおり、韓国は独自の GPP 基準を持たずに、韓国・環境ラベルとグッドリサイクル(GR)ラベルの認定商品を調達する仕組みとしている(これら以外に、所管官庁の長官が告示する基準に適合した製品の調達も可能とされているが、WTO 政府調達協定への配慮とみられ、前例はない)。既存の認証ラベル等を GPP にそのまま活用するという、極めて合理的な手法が採られている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

GPP 基準の面では、韓国が GPP 基準を持たないため比較を行わなかった。

4) タイプ I 環境ラベルの参照

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、「判断の基準」への適合を確認するにあたり、上位互換の関係にあるタイプ I 環境ラベル(エコマーク認定商品)が参考にできることを「グリーン購入の調達者の手引き」等で情報提供しており、大半の品目でエコマークが対応するものとされている。これに対し韓国では、原則としてタイプ I 環境ラベルである韓国・環境ラベルと GR ラベルの認証商品を調達することとしており、GPP におけるタイプ I 環境ラベルの活用度合は世界的に見ても最も直接的な参照の方法を採っている。なお、韓国・環境ラベルおよび GR ラベルは共に法律にもとづく政府系ラベルである。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①タイプ I 環境ラベルの認定商品を直接に参照(調達)する

韓国では、韓国・環境ラベルおよび GR ラベルで全ての GPP 対象品目が網羅できているが、日本では特定調達品目とタイプ I 環境ラベルであるエコマークの対象品目が完全には一致しておらず、互いにカバーできていない品目が存在する。したがって、エコマーク認定商品に調達を一本化することは現実的ではない。そこで例えば、エコマークがカバーしている品目はエコマーク認定商品を調達することで対応し、それ以外の品目は、現行の「判断の基準」を適用して調達することも考えられる。以下に、その場合のメリット/デメリットについて整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 特定調達品目の適合確認が簡略化され、調達率の向上に寄与する。 既存のタイプ I 環境ラベルで確立され 	<ul style="list-style-type: none"> WTO 政府調達協定に抵触しないよう、ラベル認定商品だけでなく、認定を受けていない同等品も認めるなどの配慮

<p>た品目を引用するため、新たな事務は発生しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ I 環境ラベル(エコマーク)の活用が増し、相乗効果として環境配慮型製品の市場が拡大する。 	<p>が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定調達品目となっていないエコマーク認証製品が多くあるため、新制度への移行段階において、その仕分け等で調達事務に混乱を来すおそれがある。 ・ 調達対象となるエコマーク認定商品が、全国の機関に十分な流通量を確保できない可能性がある。
--	--

5) GPP の普及方策

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、調達担当者向けの専用ウェブサイト「グリーン購入法.net」を設置しており、韓国でも GPP に関する情報のワンストップサービスを目的にグリーン製品情報プラットフォーム(Green Product Information Platform : GPIP)の枠組みのもと、グリーン情報製品システム(Green Product Information System : GPIS)を運営しているため、この点は共通している。調達担当者等を対象に、各地でグリーン購入に関する教育を行っている点も共通している。

また、調達の参考となる様々な手引きやガイドラインを充実させている点が日本の特徴であるが、韓国でも同様に、毎年策定される公共調達の手引書として「グリーン購入ガイドライン」を公開している。

その他、日本のグリーン購入法にはないユニークな取組が多く見られる。

①GPP モニタリング

韓国調達庁(PPS)は一元管理された GPP のモニタリングを実施しており、その結果をもとに、各機関のパフォーマンス評価が行われている。評価指標は全調達量における GPP の割合(金額)と年間 GPP の成長額をもとに算定されるほか、障害者雇用や社会的企業製品の購入等による加点点評価もある。

②ラベル機関などの信用格付けの加点点評価制度

③中小・ベンチャー企業などの優れた技術に対する支援

中小・ベンチャー企業などの優れた技術を優秀な調達品目として民間契約を通じて支援する制度。

④入札における優遇

エレベーターなどの高エネルギー消費品目を対象に、評価点の 30%をライフサイクル炭素排出量に配点する包括的入札評価制度を実施している。また、PPS が独自に策定する Minimum Environment Standard Products を 75 品目で設定し、エネルギー効率やリサイクルなどの環境的要素に適合すれば公共調達市場に参入することができるようになっており、2015 年の公共機関のグリーン調達の 47%を占めている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①各機関のパフォーマンスを評価

日本のグリーン購入法においても、国等の各機関は調達方針にもとづく調達実績を環境大臣に報告することになっており、調達率の把握が行われている。韓国に倣い、調達率以外の評価指標を取り入れ、総合的なパフォーマンス評価を行うことも考えられる。例えば、調達率に加えてプレミアム基準の導入(あるいは、プレミアム基準として挙げられた各要件を細分化してポイント化してもよい)や調達の実績、SDGsの推進体制やアクションプランの策定状況などを評価要素として用いることで、グリーン調達を積極的に推進する動機づけにもなると考えられる。その場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ プレミアム基準の導入状況や、重要な環境政策に係るテーマをを評価要素に組み込むことで、課題となっている各機関への浸透を深めることができる。 ・ 現状、各機関の調達率は公表されているが、パフォーマンス評価によって上位機関を発表する等を併せて行えば、動機づけがさらに高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争になることで、調達率を上げようと調達総量が却って増加してしまう等の弊害が生じないように配慮が必要。 ・ 総合パフォーマンス評価における調達率以外の指標の開発にあたっては、一部の自治体に不利にならないよう慎重な議論を要する。

②入札における優遇措置

入札手続きにおいて、環境配慮の考慮を規定している点は、日本にはない特徴である。1.1)項で述べたとおり、日本の場合、入札手続きについては会計法ならびに入札契約適正化法(公共工事)に従っている。グリーン購入法の特定期間品目に限っては、入札において環境性能を加点評価する旨の規定を日本の会計法等に規定すると仮定した場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮契約法の考え方(価格に加えて環境性能を含めて評価する)を特定調達品目全体に広げ、環境性能が高い製品の優遇を入札にも組み込むことで、パリ協定における政府実行計画にさらなる貢献が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入は、エネルギー効率等の定量的な評価指標が確立した製品に限られる。 ・ 調達物品に求められる一般的事項および適正な価格が引き続き確保できるかを検証し、必要に応じて価格差に上限を設ける等の対策を考慮する必要がある。

6) 調達ツール

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本との大きな違いは、韓国の GPP には韓国電子調達サービス(KONEPS)が用意さ

れている点である。ウェブサイト上で調達案件の公示、入札、契約、支払といった調達に係る一連の手続きを完了でき、公的機関の調達の約70%がこの電子調達システムを通して購入されているとのことである。また、KONEPSの1機能として電子ショッピングモールもあり、商品の購入も可能である。

日本のグリーン購入法における「グリーン購入法.net」のようなプラットフォームは、韓国でも同様にグリーン情報製品システム(GPIS)が韓国環境産業技術院(KEITI)により提供されている。

またKEITIが運営するオンラインデータベース「グリーンマーケット」は、韓国・環境ラベル認定商品やグッドリサイクル認定商品を様々な取引方法で購入することができる、環境配慮型商品の専門購買システムである。日本でも、エコマーク認定商品専門のカタログ/ウェブサイト「グリーンステーション」(運営:株式会社ファイン、監修:日本環境協会)があるが、韓国「グリーンマーケット」が全認定商品を掲載しているのに対し、「グリーンステーション」は一般企業が運営するもので、掲載が有料であるため、掲載されているエコマーク商品は一部にとどまっている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①電子調達システムの導入

本項は2.6(2)①で既に述べた内容と同じであるので、記述を省略する。

②特定調達品目をカバーできるショッピングサイトの導入

上述の「グリーンステーション」ではグリーン購入法に基づく調達の一部しかカバーできないため、国が主導して、特定調達品目をカバーできるショッピングサイトを導入することも考えられる。また、環境配慮型製品の普及拡大のため、一般消費者も購入できる仕組みとすることも一案である。その場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達実績の集計が自動的に行えることが最大のメリット。 ・ 調達業務が簡略化される。 ・ GPP基準が正確に理解できていなくとも正しく調達が行えるようになり、調達率等の向上が期待できる。 ・ 一般消費者も購入可能とすることで、環境配慮型製品の市場拡大と、製造事業者等へのインセンティブを強化することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコマーク等の認証製品以外では、「判断の基準」に適合するかは認証する仕組みがないため、それらの製品は登録時にウェブサイト運営者が確認する等の対策が必要になる。 ・ 調達担当者はGPP基準の内容等について理解する必要がなくなり、GPPに取り組む意義や理解が後退することが懸念される。(機械的な事務作業に陥ってしまう) ・ システム導入および維持管理の費用負担が大きい。

4 タイ王国の GPP 制度との比較

タイの GPP は、2008 年に閣議決定された第 1 次 GPP 計画(2008 年～2011 年)から順次拡大され、現在の第 3 次 GPP 計画では、約 170 の中央省庁、約 2,000 の地方自治体や公的機関(大学等)、株式会社等の民間部門を対象として、19 商品/6 サービスで GPP が実施されるに至った。日本では国等の機関は GPP 実施が義務、地方自治体は努力義務になっているのに対し、タイの GPP は法律や規制による義務ではなく、全ての機関で自主的取組として行われている点で大きく異なる。

1) GPP の法的枠組み

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

タイでは GPP 計画によって GPP が自主的取組として行われているのみで、GPP を規定した法令は存在しない。GPP 基準も、GPP 計画の中で策定されている。GPP 基準は、タイ天然資源・環境省の公害監視局(PCD)とタイプ I 環境ラベル「グリーンラベル」を運営しているタイ環境研究所(TEI)、およびタイ工業連盟(FTI)が協力のうえ策定しており、グリーンラベル基準より 10%程度緩い基準となっている。

表 5. 日本とタイの GPP 法体系の概要

	日本	タイ
GPP に関する法令	・グリーン購入法	・なし(GPP 計画として実施)
対象機関	・中央省庁(義務) ・地方自治体(努力義務)	・中央省庁(自主的取組) ・地方自治体(自主的取組) ・民間部門(自主的取組)
GPP 基準	・判断の基準	・GPP 基準

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①民間部門の取組

タイの GPP は自主的取組であるが、株式会社等の民間部門にまで対象機関を広げている点の特徴的である。しかし、国が民間部門にどのように働きかけ、どの程度の成果が上がっているかの情報は把握できていない。日本もグリーン購入法 第 5 条において、「事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする」として対象に含めているが、さらに取組の裾野を広げるために、経済団体等を通じて GPP の民間部門への周知徹底を図り、実施を要請していくことが考えられる。以下に、その場合のメリット/デメリットについて整理する。

メリット	デメリット
・既に組織購入としてグリーン購入を実施している企業は多いが、中小企業等	・民間部門における GPP 実施をフォローアップするための体制、研修教育の仕

<p>にも裾野が広がることを期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場がさらに広がるため、特定調達品目を製造・販売する事業者にとって、環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが劇的に高まる。 	<p>組みを新たに構築する必要がある。</p>
--	-------------------------

2) GPP 対象品目

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

タイの GPP では、日本のグリーン購入法の 274 品目に比べると著しく少ないが、19 商品/6 サービスが対象品目として指定されている。日本の特定調達品目に無く、タイの対象品目にある品目としては、「クールモード衣料品」「ガソリン」「宿泊サービス(ホテル)」「ガソリンスタンド」がある。

なお、日本のグリーン購入法のように新たな品目・判断の基準の提案募集のような仕組みは確認されていない。

表 6. タイの GPP 対象品目

	商品カテゴリ	品目	Green Label	Green Leaf
1	事務用消耗品	印刷用紙*	●	
2		トイレットペーパー	●	
3		封筒	●	
4		ホワイトボードマーカー	●	
5		複写機*	●	
6		文書箱	●	
7		トナーカートリッジ*	●	
8		修正液	●	
9		プリンタ*	●	
10		文書ファイル	●	
11	耐久消費財	蛍光灯*	●	
12		一次電池	●	
13		建築塗料	●	
14		スチール家具	●	
15		クールモード衣料品*	不明*	
16	交通	乗用車	●*	
17		ガソリン	不明*	
18		潤滑油	●*	
19		パン*	●*	
1	サービス	複写機レンタルサービス	●*	
2		オフィスクリーニングサービス	●*	
3		宿泊サービス(ホテル)	●**	●
4		自動車オイル交換サービス*	不明*	
5		ガソリンスタンド	●*	
6		自動車修理サービス**	不明**	

* 2014~2016年に改定または新規策定された品目

** 2017年2月時点日本環境協会調べ

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

GPP 対象品目の面では、タイが優れている項目は見いだせなかった。

3) GPP 基準

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

タイの GPP 基準は、上述のとおりグリーンラベル基準より 10%程度緩い基準となっている。そのため、グリーンラベルを取得している商品が、GPP 対象商品であれば自動的に GPP 基準を満たすこととなる。この関係は、日本のグリーン購入法とエコマークが上位互換(判断の基準 \leq エコマーク基準)になっている関係性とよく似ている。しかしタイでは、複写機など一部の GPP 対象品目が、グリーンラベル基準と整合が図れていないものもある。この場合でも、グリーンラベルを取得している商品は GPP 基準を満たすとみなされている(みなし適合)。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

タイの GPP 基準は、原則としてタイプ I 環境ラベルであるグリーンラベルと上位互換(判断の基準 \leq エコマーク基準)の関係にあるが、整合がとれていない対象品目においてもグリーンラベル取得製品はみなし適合として運用されており、日本と比べて、GPP 基準とタイプ I 環境ラベルの関係がより単純明快である。

一方、日本のグリーン購入法とエコマークの関係においては、上位互換の関係から例外的に外れるものについては調達にあたって留意が必要となる。例えば、特定調達品目「制服・作業服等」では再生 PET 繊維または植物由来合成繊維を使用したエコマーク認定品は判断の基準に適合するが、エコマークでは無漂白綿など他素材の認定品も存在する。調達者にとってよりわかり易い情報提供とするために、特定調達品目に対応するエコマーク商品類型の認定品は、上位互換の関係から例外的に外れる場合であってもみなし適合として扱うことが考えられる。以下に、その場合のメリット/デメリットについて整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入法とエコマークの関係が単純明快になり、調達業務がさらに容易になる。 ・ 国等の機関が調達実績を公表および環境大臣に報告する際の集計が容易になる。 ・ 判断の基準への適合、<u>または環境ラベル取得を求めることになるため、WTO 政府調達協定には抵触しない。</u>(他国でも同様の規定が設定されている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にデメリットは見いだせなかった。

4) タイプ I 環境ラベルの参照

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、「判断の基準」への適合を確認するにあたり、上位互換の関係にあるタイプ I 環境ラベル(エコマーク認定商品)が参考にできることを「グリーン購入の調達者の手引き」等で情報提供しており、大半の品目でエコマークが対応するものとされている。これに対しタイでも、タイプ I 環境ラベルであるグリーンラベルを取

得している商品であれば、自動的に GPP 基準を満たすこととなっている。また「電子市場・電子取引に関する調達ガイドラインの首相府通知」では、タイ・グリーンラベルもしくはグリーンカート製品を調達することが明記されている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

タイプ I 環境ラベルの参照の面では、タイが優れている項目は見いだせなかった。

5) GPP の普及方策

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、調達担当者向けの専用ウェブサイト「グリーン購入法.net」を設置しており、タイでも PCD がグリーン調達に関するガイドライン等を掲載した GPP ウェブサイトを運営しているため、この点は共通している(タイでは同ウェブサイトのスマートフォン用アプリも開発している)。調達担当者等を対象に、各地でグリーン購入に関する教育を行っている点も共通している。

タイの取組で最も特徴的なものは、GPP 基準を満たすことを示すグリーンカートラベル制度である。PCD への書類申請による任意の登録制度であり、手続き期間は 5~30 日程度、登録期間は 2 年である。登録期間後も引き続き GPP の対象商品であることを証明するには、上位基準であるタイ・グリーンラベルを取得するよう政策で推奨されている。なお、グリーンカートラベルに登録しない場合、GPP 基準を満たすことを自ら PCD に証明する必要がある。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①GPP 適合ラベルの導入

日本のグリーン購入法では、GPP 基準への適合判断は、調達担当者が製造事業者等の提供する情報、または環境ラベル等を参照して自ら行うこととなる。タイに倣い、GPP 基準への適合判断を国が確認し、ラベル登録することも考えられる。その場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境物品等における表示の信頼性が飛躍的に高まる。 ・ 製造事業者等の環境配慮型製品開発のインセンティブが高まる。 ・ 調達業務が簡略化される。 ・ GPP 基準が正確に理解できていなくとも正しく調達が行えるようになり、調達率等の向上が期待できる。 ・ タイのように登録機関に上限を設け、その後はプレミアム化を促す(タイプ I 環境ラベルへの移行等)ことで、市場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼性確保ガイドラインを踏まえた確認体制を確立する必要があり、事務負担が増大する。 ・ 確認に要する費用に国費を投入する必要がある。 ・ 調達担当者は GPP 基準の内容等について理解する必要が無くなり、GPP に取組む意義や理解が後退することが懸念される。(機械的な事務作業に陥ってしまう)

の拡大が期待される。	
------------	--

6) 調達ツール

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本との大きな違いは、タイの GPP には、国が GPP 基準適合製品のショッピングサイト「グリーンプロダクト&サービスデータベース」を提供している点である。PCD の GPP ウェブサイト内にあり、2017 年 2 月現在、21 の品目において 1,816 商品・サービスが登録されており、直接、調達が行える。グリーンカート製品およびタイ・グリーンラベル認定製品は、ここに自動的に登録されるようになっている。日本でも、エコマーク認定商品専門のカタログ／ウェブサイト「グリーンステーション」(運営：株式会社フアイン、監修：日本環境協会)があるが、3. 6) (1)で述べたとおり、GPP 適合商品を総合的に掲載したものではない。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①特定調達品目をカバーできるショッピングサイトの導入

本項は 3. 6) (2) ①項で既に述べた内容と同じであるので、記述を省略する。

5 台湾の GPP 制度との比較

台湾の GPP は台湾環境保護署(EPA)が主導しており、中央省庁や地方公共団体、公立学校、国立病院などの約 40,000 機関で GPP が義務として実施されている。タイプ I 環境ラベル(グリーンマーク)の優先調達や、入札における環境配慮型製品の価格優遇制度、各機関の評価など世界的に見ても珍しい GPP の枠組みを持っている。

1) GPP の法的枠組み

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

台湾では「政府調達法」および「資源リサイクル法」が GPP を規定した法令である。同第 96 条において「機関は、入札書類における優先購入には政府の認可を得た環境保護マーク(グリーンマーク)の使用許可の取得、及び、同様あるいは類似の機能を持つ商品である場合は 10%以下の価格差を許可する」と定めている。また、168 の GPP 対象品目のうち 46 品目(指定調達品目)は 90%以上の調達率(指定グリーン調達率)を満たすことが義務化されている。

日本と大きく異なる点は、上述のとおり中央省庁だけでなく地方自治体や公的機関等も取組が義務であることや、GPP 独自の基準を持たずにタイプ I 環境ラベル等を活用していること、入札における環境保護商品の価格優遇制度、各機関の評価など多岐に亘る。

表 7. 日本と台湾の GPP 法体系の概要

	日本	台湾
GPP に関する法令	・グリーン購入法	・政府調達法 ・資源リサイクル法
対象機関	・中央省庁(義務) ・地方自治体(努力義務)	・中央省庁(義務) ・地方自治体(義務) ・公立学校など(義務)
GPP 基準	・判断の基準	・GPP 基準なし ・「政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策」において優先調達する環境保護商品(タイプ I 環境ラベル等)を指定

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①地方自治体等にも GPP を義務化

本項は 3.6) (2) ①項で既に述べた内容と同じであるので、記述を省略する。

2) GPP 対象品目

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

台湾の GPP では、日本のグリーン購入法の 274 品目を下回る 168 品目が対象品目として指定されている(2017 年 3 月現在)。なお、対象品目は環境配慮型製品としてどのラ

ベルを優先的に購入するかによって3つに分類されている。そして、グリーンマーク認定製品を優先的に購入する46品目(指定調達品目)は90%以上の調達率を満たさなければならず、かつ、全体の168品目で総グリーン調達率を計算することになっている。また別途、資源リサイクル法もとづき15品目が優先調達品目に指定され、グリーンマーク認定製品を優先的に購入し、年間調達率60%以上(二段式節水型トイレのみ100%)を達成しなければならない。4項目以上で年間調達率を達成できなかった機関は、総グリーン調達率に減点が課せられる。

なお、日本のグリーン購入法のように新たな品目・判断の基準の提案募集のような仕組みは確認されていない。

表 8. GPP の対象品目

No.	品目名	No.	品目名
グリーンマーク認定製品を優先的に購入する品目(指定調達品目)			
1	再生紙から作られたトイレトーパー	2	文具用再生紙
3	再生紙から作られた包装用品	4	プリンタ用再生トナーカートリッジ
5	再生プラスチック製フィルム	6	生分解性プラスチック
7	家庭用洗剤(洗濯用洗剤、食器洗い用洗剤)	8	シャンプー、せっけんなど
9	メインフレームコンピュータ	10	モニター、ディスプレイ
11	印刷機	12	ノート型パソコン(タブレットは除く)
13	デスクトップ型パソコン	14	新品トナーカートリッジ
15	画像機器	16	ポータブルプロジェクタ
17	スキヤナ	18	洗濯機
19	冷蔵庫	20	エアコン
21	除湿機	22	ファン
23	二段式節水型トイレ	24	節水型蛇口/機器
25	蛍光灯	26	ウォーターサーバー
27	電気温水器	28	再生 OA 用紙
29	デジタル印刷機	30	デジタル印刷機用インク
31	堆肥	32	プラスチック製輸液容器(薬用)
33	建築用断熱材	34	水性塗料
35	再生焼成製品(床タイル、壁タイル等)	36	再生非焼成製品(タイル、レンガ等)
37	油性塗料	38	プラスチック製配管材
39	バイク	40	軽自動車
41	マットレス	42	乗用車
43	繰り返し使える飲料容器	44	乾式変圧器
45	電線・ケーブル	46	変圧器
グリーンマーク、省エネラベル、節水ラベル、グリーン建材ラベル認定製品を優先的に購入する品目			
47	再生プラスチックもしくは再生ゴムから作られた製品	48	再生木材製品
49	再生ガラスから作られた製品	50	再生繊維製品
51	テレビ	52	電機衣類乾燥機
53	炊飯器	54	電気ポット
55	空気清浄機	56	電気オーブン
57	節水デュアル洗浄型トイレ備え付け機器	58	ウォーターサーバー
59	貯蔵型電気温水器	60	出口サイン標識および避難誘導灯
61	LED 電球	62	LED 道路照明器具
63	室内照明器具	64	インクペン
65	ポルトランド高炉セメント	66	太陽熱温水器
67	ヒートポンプ給湯器	68	ガスストーブ
69	衣類乾燥機(第3類省エネラベル)	70	安定器内蔵蛍光灯(第3類省エネラベル)
71	ガス給湯器(第3類省エネラベル)	72	浴室用換気扇(第3類省エネラベル)
73	換気扇(第3類省エネラベル)	74	扇風機(第3類省エネラベル)
75	シャワーヘッド	76	無水小便器(無洗浄)
77	節水便器	78	健康的グリーン建材
79	高機能グリーン建材	80	再生材料使用グリーン建材
81	生態系に配慮されたグリーン建材		

No.	品目名	No.	品目名
総グリーン調達率を含む対象品目			
82	再生 PET 繊維製品	83	食品包装用プラスチックフィルム
84	リターナブル飲料・食品容器	85	発泡プラスチック包装材料
86	バイオディーゼル	87	バイオ燃料油
88	業務用洗浄製品	89	コンピュータマウス
90	コンピュータキーボード	91	DVD 録画・再生機
92	デジタルカメラ	93	インクカートリッジ
94	外付けハードディスク	95	UPS(無停電電源装置)
96	家庭用電子レンジオープン	97	充電式バッテリー
98	ハンドヘアドライヤー	99	IH 調理器
100	固定電話機	101	電気ケトル
102	電気コーヒーマーカー	103	掃除機
104	省エネルギー蛍光灯	105	蛍光灯スタータ
106	空調システム	107	ハンドドライヤー
108	充電器	109	印刷物
110	水性インキ	111	植物性インキ
112	紙テープ	113	オフィスデスク
114	オフィスチェア	115	電動ペーパーシュレッダー
116	農業資源利用製品(農業用生分解性製品)	117	パーティション
118	接着剤	119	窓・ドア
120	壁紙	121	水銀フリー電池
122	布製おむつ	123	充填用包装物または容器(詰替え容器)
124	繰り返し使用できるショッピングバッグ(エコバッグ)	125	屋外ガス式給湯器
126	木製家具	127	木製玩具
128	家庭用用紙	129	乗用車のタイヤ
130	レンジフード	131	消火器
132	カーペット	133	靴・履物
134	太陽電池を使用した製品	135	衣類クリーニングサービス
136	宿泊施設	137	平版印刷業
138	旅行業	139	外食産業
140	清掃サービス	141	レンタカー
142	洗車サービス	143	音響設備
144	コンパクト蛍光管	145	換気扇フード
146	遠心分離機 遠心ファン	147	蛍光灯用安定器
148	LED パネルライト	149	オンライン方式 UPS
150	パティオライト(天井燈)	151	ブラスターボード(石膏ボード)
152	インスタント麺包装用環境配慮フィルム	153	ヒートポンプ給湯器
154	カラーガラス	155	省エネエレベーター
156	高速デジタルプリンタ用用紙	157	デジタルプリンタ用用紙
158	鉛フリー溶融亜鉛製品	159	樹脂製バスウェイ
160	環境配慮材料	161	環境配慮ボード
162	環境配慮フィルム	163	環境配慮プラスチック
164	カーボンフットプリント、カーボン削減ラベル製品	165	経済部工業局再生資源グリーン認定製品(クラフト紙、ゴム、ガラス、プラスチック等)
166	電動アシスト自転車	167	電動自転車
168	FSC、PEFC 認証再生紙製品		

出典：106 年度機関緑色採購績効評核作業評分方法

表 9. 資源リサイクル法による優先調達品目と年間調達率

カテゴリ	No.	優先調達品目	対応するグリーンマーク基準	年間調達比率
紙	1	事務用紙	2 再生紙から作られた OA 用紙	60%以上
	2	文具用再生紙	4 再生紙から作られた文具用紙	
	3	衛生用紙	3 再生紙から作られた衛生用紙	
オフィス機器	4	コンピュータ機器	17 パーソナルコンピュータ	二段式節水型トイレは100%
			18 モニター	
			19 プリンタ	

カテゴリ	No.	優先調達品目	対応するグリーンマーク基準	年間調達比率
			46 コンピュータマウス	
			47 コンピュータキーボード	
			50 プリンタ用再生トナーカートリッジ	
			66 デスクトップ型コンピュータ	
	5	コピー機	45 白黒コピー機	
	6	ファクシミリ	49 ファクシミリ	
	7	ノートパソコン	59 ノートパソコン	
家電	8	洗濯機	23 洗濯機	
	9	冷蔵庫	28 冷蔵庫・冷凍庫	
	10	エアコン	29 エアコン	
	11	除湿機	48 除湿機	
	12	電子レンジ	52 家庭用電子レンジ	
	13	照明	22 省エネ型コンパクト蛍光灯	
			38 蛍光灯点灯管	
42 蛍光灯				
その他	14	二段式節水型トイレ	27 二段式節水型トイレ	
	15	堆肥	35 堆肥	

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①GPP 対象品目のうち、タイプ I 環境ラベルを重点的に調達する品目を設定

台湾では、GPP 対象品目のうち、グリーンラベル基準と対応している品目を明確に区分し、それらの品目でタイプ I 環境ラベルの優先調達を政策的に誘導している。日本のグリーン購入法の課題として、プレミアム基準の活用が十分に進んでいないことが挙げられているが、例えば、台湾に倣い優先調達品目を定め、その品目においてプレミアム基準としてエコマーク認定製品の優先購入や、新たな評価軸を追加した判断の基準を示し、調達を推進していくことも考えられる。以下に、その場合のメリット／デメリットについて整理する。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 特定の品目を指定して優先課題を設定するため、思い切った施策を盛り込むことができる。 プレミアム基準は現状、各機関の自主的取組であるが、優先調達品目を指定することで、取り組まなければならない分野が可視化されるとともに、プレミアム基準に取り組む責務をメッセージとして伝えることができる。 優先順位を決めることで、地方自治体等も取り組みやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> あまり多くの品目と運用を設けると、調達実務が複雑化してしまう。 プレミアム基準を導入する優先調達品目の絞り込みには、製品の供給状況など調査が必要となるため、時間と労力を要する。

3) GPP 基準

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法は、GPP に特化した基準である「判断の基準」を定めているが、台湾は独自の GPP 基準は持たずに、タイプ I 環境ラベルであるグリーンマークをはじめ

めとする環境ラベル認定商品を直接に参照(調達)している。既存の認証ラベル等を GPP にそのまま活用するという、極めて合理的な手法が採られている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目






GPP 基準の面では、台湾が GPP 基準を持たないため比較を行わなかった。

4) タイプ I 環境ラベルの参照

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、「判断の基準」への適合を確認するにあたり、上位互換の関係にあるタイプ I 環境ラベル(エコマーク認定商品)が参考にできることを「グリーン購入の調達者の手引き」等で情報提供しており、大半の品目でエコマークが対応するものとされている。これに対し台湾では、タイプ I 環境ラベルであるグリーンマークをはじめとする下表の認定商品のみを調達することとしており、GPP におけるタイプ I 環境ラベルの活用度合は世界的に見ても最も直接的な参照の方法を採っている。なお、グリーンマークは台湾の EPA が環境開発財団(EDF)に委託して運営している政府系ラベルである。

具体的には、政府調達法に従って公布された「政府機関による環境配慮型商品の優先調達における施策」第 10 条において、優先調達すべき環境配慮型商品を以下の 3 種類の商品に分類して参照している。

第 1 類商品	台湾のタイプ I 環境ラベルであるグリーンマークを取得した商品、もしくはグリーンマークとの相互認証を締結した海外のタイプ I 環境ラベル認定商品	
第 2 類商品	グリーンマークの対象カテゴリ以外で、再生材料の使用、リサイクル、低環境汚染、省エネルギーの要件を満たし、EPA より認定された商品 (第 2 類台湾グリーンマーク製品)	
第 3 類商品	社会的利益の向上、もしくは社会的コストの削減(=限りある資源への依存度の減少、資源の消耗を低減、新しい資源利用の開発あるいはその他類似の状況)に貢献すると政府機関によって認定された以下の商品 1. 省エネラベル認定商品 (48 カテゴリ) 2. 節水ラベル認定商品 (13 カテゴリ) 3. グリーン建材ラベル認定商品 (4 カテゴリ)	   1.省エネ 2.節水 3.建材

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①タイプ I 環境ラベルの認定商品を直接に参照(調達)する

本項は 3. 4) (2) ①で既に述べた内容と同じであるので、記述を省略する。

5) GPP の普及方策

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本のグリーン購入法では、調達担当者向けの専用ウェブサイト「グリーン購入法.net」を設置しており、台湾でも EPA が管理する「綠色生活(Greenliving Information

Platform)」に GPP に関する情報が掲載されているため、この点は共通している。一方、台湾では調達担当者向けの教育研修にはあまり力を入れておらず、後述する電子調達システムなどを充実させ、誰もが特別な知識がなくとも機械的に GPP を行えるような体制づくりが進められている点が、日本とは大きく異なっている。

その他、自動化されたモニタリング制度や環境保護商品の価格優遇制度など、日本のグリーン購入法にはないユニークな取組が多く見られる。

①GPP モニタリング

台湾ではオンラインのモニタリングシステムが導入され、公共機関の調達担当者は、EDF のウェブサイト「綠色生活」から同システムにログインして利用できる。同システムではデータが自動計算され、各機関の調達総量や調達率がモニタリングされる。

②入札における価格優遇

台湾では、グリーンマーク取得商品またはその同等品は、そうでないものに対して 10% の価格差が認められている。

③評価制度

台湾では各機関に対する評価制度があり、指定調達品目(46 品目)の調達率および総グリーン調達率を合計した数値に、GPP トレーニングプロセスや普及活動を加点した点数が対象機関の GPP 評価指標を算出している。一定の評価に達しなかった機関は、次年度の予算の削減や処分を受けることになっている。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

①GPP モニタリングの調達担当者へのフィードバック

日本のグリーン購入法においても、各機関の調達実績は、法律に基づく毎年度の環境大臣への報告によって把握が行われている。また、努力義務となっている地方自治体についても、アンケート結果によって把握が行われている。台湾の優れた点は、モニタリング結果を、各機関の動機付けに最大限活用しているところにある。「綠色生活」では毎朝データベースが自動更新され、各機関の調達担当者毎に GPP の評価報告書が作成される。各機関は、自らの調達状況をオンタイムで確認できるため、調達目標に達していない品目を把握でき、今後の調達に活かすことができる。日本でもモニタリングのフィードバックを導入する場合、以下のメリット/デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達実績の集計が自動的に行えることが最大のメリット。 ・ 適切なフィードバックにより、よい意味での競争意識が働き、GPP 全体のレベルアップにつながる。 ・ 現状、国等の各機関の調達率は公表さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争になることで、調達率を上げようと調達総量が却って増加してしまう等の弊害が生じないよう配慮が必要。 ・ 環境省の事務負荷が増大するため、新たなシステム導入や業務委託などの追加費用が生じる可能性がある。

れていないため、上位機関を発表する等を併せて行えば、動機づけがさらに高まる。	
--	--

②入札における環境保護商品の価格優遇制度

H28 グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果によると、グリーン購入を実施する上での課題として「価格」と回答した割合が高いのは、21の製品分野のうち「オフィス家具等」「照明」「紙類」のみとなっており、影響度はあまり高くない。しかし、環境物品等に10%の価格差が認められるならば、選択において相当なインセンティブとなる。日本でも環境物品等に価格優遇を認めると仮定した場合、以下のメリット／デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定調達品目を製造・販売する事業者にとって、環境配慮型製品の開発に対するインセンティブが劇的に高まる。 ・ GPP に活用されている認証ラベル(エコマーク等)の活用が増し、相乗効果として環境配慮型製品の市場が拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ低価格で調達するという、最低価格落札方式の意義が損なわれる。 ・ 従前と同量の調達であっても、調達金額が増加してしまう可能性がある。 ・ 税金の使徒として、国民の理解を得るための議論が必要となる。

③評価制度の導入

台湾に倣い、日本でも各機関の評価制度を導入すると仮定した場合、以下のメリット／デメリットが考えられる。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の GPP に対する関心が飛躍的に高まり、調達率が向上する。 ・ トレーニングなどのプロセスを評価に加えることで、調達担当者の能力開発が促進される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度では、各機関が自ら調達目標を定めることとなっており、各機関の自主性が尊重されているが、評価制度の導入や罰則規定によって、強制的な性格が強くなってしまう。

6) 調達ツール

(1) 日本のグリーン購入法との相違点

日本との大きな違いは、台湾の GPP には電子調達システムが用意されている点である。台湾では台湾銀行が公共機関に代わり、公共調達を製造者と一括で交渉および契約を行う「公共工程會集中採購(共同供應契約)」という方式がとられており、契約された商品・サービスが専用ウェブサイトで公開されている。調達担当者は、同ウェブサイトまたは政府の電子調達ページ「政府電子採購網」を利用して調達ができる。

また、EPA が監修するウェブサイト「環保產品線上採購網」からも電子調達が行える。

GPP 適合品の検索・購入ができ、共同供給契約されていない商品も調達できる。

(2) 日本のグリーン購入法と比較して優れている項目

① 電子調達システムの導入

本項は 2.6) (2) ①で既に述べた内容と同じであるので、記述を省略する。

6 主要国の GPP 制度の比較

本項で整理・分析した主要国の GPP 制度の特徴を、次頁の表 10.に比較表としてまとめた。

表 10. 主要国 GPP の特徴

	ドイツ	アメリカ	韓国	タイ	台湾
1)GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達法にラベルの引用を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準を持たず、優先調達プログラム(ラベル等)を指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準を持たず、法律で緑色製品を指定 ・ 地方自治体も GPP が義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP は自主的取組 ・ 民間部門も GPP の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準を持たず、法律で優先調達するラベルを指定 ・ 地方自治体も GPP が義務
2)対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 16 分野 39 品目 ・ 消費者向け品目もあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象品目の概念なし(全契約が対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 395 品目 ・ 消費者向け品目もあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 商品/6 サービス ・ 消費者向け品目もあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 168 品目 ・ タイプ I ラベルの重点調達品目を指定
3)基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法的拘束力のないガイドライン ・ GPP 基準とラベル基準を一体的に検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準なし(ラベル商品等を調達) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準なし(ラベル商品等を調達) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP<ラベル ・ ラベルによるみなし適合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準なし(ラベル商品等を調達)
4)タイプ I 環境ラベルの参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参照できるラベルの条件を定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参照できるラベルをガイドラインに規定 ・ 政府系プログラムを優先 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定品の調達を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定品の調達をガイドラインに明記 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定品の調達を規定
5)普及方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達担当者向けウェブサイトの設置 ・ GPP トレーニング 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達担当者向けウェブサイトの設置 ・ GPP に社会面／経済面の観点も導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府機関のパフォーマンス評価 ・ 入札における環境配慮型製品の優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 適合ラベルの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子調達と連動した GPP モニタリング ・ 入札における環境配慮型製品の価格優遇

	ドイツ	アメリカ	韓国	タイ	台湾
6)調達ツール	・ なし	・ 電子調達システム ・ 連邦調達庁による一括契約	・ 電子調達システム ・ 認定品データベース(購入も可能)	・ GPP 適合品の購入ウェブサイトを国が運営	・ 電子調達システム ・ 台湾銀行による一括契約
総評	※各機関の裁量権が広い(実質はブルーエンジェルを指定) ↑実効性が課題	※ラベルの活用によりGPP 基準をつくる負荷を軽減 ↑参照ラベルが多すぎる ↑個別契約等の調達庁の負荷が大きい	※ラベルの活用による調達負荷の軽減 ※電子調達で管理が容易 ※地方自治体等も活用しやすい	※GPP<ラベルが簡潔明瞭 ※環境配慮型製品を増やす仕組みが充実(グリーンカート)	※ラベルの活用による調達負荷の軽減 ※電子調達で管理が容易 ※地方自治体等も活用しやすい